

## 議案第 20 号 二宮町南口駅前広場駐車場条例を廃止する条例提案理由

### 【町長】

議案第 20 号の提案理由を説明いたします。「二宮町南口駅前広場駐車場条例を廃止する条例」についてですが、南口駅前広場駐車場の運営方法を見直すことに伴い、本条例の廃止を提案するものです。

内容につきましては、都市部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【都市部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 20 号についてご説明申し上げます。

二宮町南口駅前広場駐車場は、平成 20 年度に税外収入として駐車場使用料を徴収するため、「二宮町南口駅前広場駐車場条例」を制定し、駐車場機器のリースや駐車場管理委託を行い、町直営の管理運営を行ってまいりました。

駐車場の運営開始から 10 年が経ち、駐車場機器の老朽による入替時期に伴い、今後の運営方法を検討しました。その結果、現在の町直営の管理運営よりも駐車場運営業者が管理する「目的外使用」としての方法が効率的であることが分かりました。

駐車場運営業者に駐車場用地を目的外使用とした場合、民間活力を活かしたサービスの向上や安定した収入が確保できるほか、直営管理と比べても、収入増が見込めます。

また、機器の不具合等が発生しても全て駐車場運営業者が対応することや、毎月の事務処理が無くなるため、職員の負担が軽減されます。

このようなことから、町直営から町南口駅前広場駐車場用地を駐車場運営業者に目的外使用とした方法へ変更するため、「二宮町南口駅前広場駐車場条例」を廃止するものです。

附則です。この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。